


保険証・受給者証等ご提示のお願い

保険医療機関は、保険証・受給者証等の確認が法令で義務付けられております。毎月初めての受診時に保険証・受給者証等を確認させていただいておりますので、お手数ですがご来院の際は、受付にご提示をお願い致します。

《以下の場合、月の途中でもご提示をお願いします》

- ・ 保険証の変更があった時
- ・ 氏名や負担割合が変更になった時

保険証・受給者証等の提示がない場合、保険請求手続きができませんので、一旦自費（10割）でお支払い頂き、後日、診察日当日有効の保険証・受給者証等と領収書をお持ちいただければ、保険分の差額を返金致します。

 新橋ガーデンクリニック